美浦村議会報告会

~開かれた議会をめざして~

平成27年2月14日(土)午前10時~ 美浦村中央公民館大ホール

次第

- ◆開会
- ◆議長あいさつ
- ◆議会ってどんなところ?
- ◆何がどうやって決まるの?
 - •総務常任委員会報告
 - •経済建設常任委員会報告
 - •厚生文教常任委員会報告
- ◆議会改革の取り組みについて (議会基本条例の制定他)
- ◆休 憩
- ◆意見交換
- ◆閉会のあいさつ
- ◆閉会

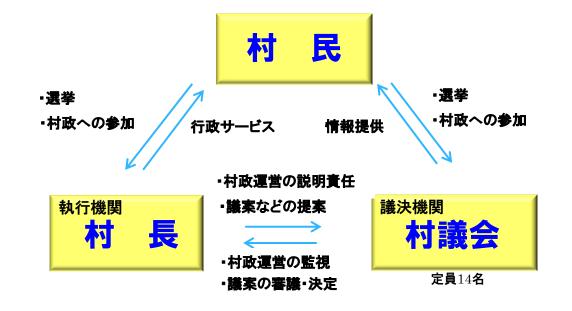


1.議会の仕組み一議会ってどんなところ?①

私たちの住む美浦村を、豊かな住みよい地域社会にするためには、村民全員で話し合うことが一番よい方法です。しかし、実際に村民全員で集まって話し合うことはできません。そこで、村民のみなさんが選挙によって自分たちの代表する人を選んで、その代表者が話し合い、まちづくりを進めていく。それが村議会の役目です。

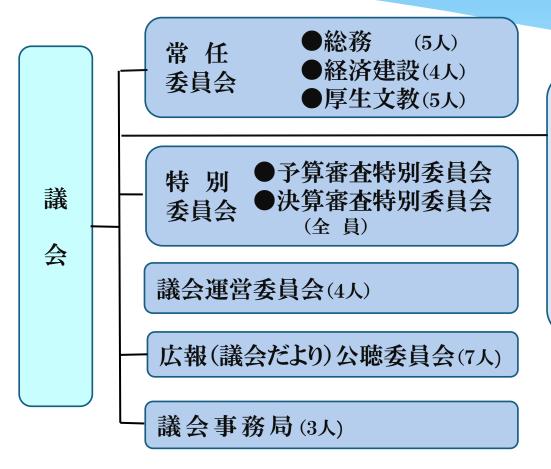
村議会は、村民から選ばれた14名の議員で構成され、村民全体のため、どんな仕事をしたらよいか話し合い、決める任務を持つもので、これを村の意思決定機関、または議決機関と言います。

一方、村議会で決めたことを実際に仕事にするのは村長、教育委員会等で、これらを執行機関といいます。



1.議会の仕組み一議会ってどんなところ?②

議会の構成/どんな組織になっているの?



- 一部事務組合議会
- ●江戸崎地方衛生土木組合議員(2人)
- ●稲敷地方広域市町村圏事務組合議員(2人)
- ●龍ヶ崎地方衛生組合議員(2人)
- ●茨城県後期高齢者医療広域連合議員(1人)

1.議会の仕組み一議会ってどんなところ? ③

定例会や委員会等/どんな役割があるの? その1

定例会と臨時会	村議会とは、 <u>年4回招集される<mark>定例会</mark></u> と、必要がある場合 <u>開かれる<mark>臨時会</mark>とがあります。</u>
本会議	議会の招集は、通常村長が行い、議員定数の半数以上が議場に 出席して開かれる会議をいいます。 この会議で <mark>村の意思が決定</mark> されます。
委員会	委員会は提出された議案を分担して、専門的、能率的に審議する機関をいいます。 常任委員会は、3委員会が設置されています。 特別委員会は、特に重要な事柄について審査や調査をする ために、必要に応じて設けられます。
閉会中の活動	議会の閉会中でも各委員会では、必要に応じて会議を開いて重要事項の調査審議をしたり、他市町村の事業などの実態を調査し、また村民の声を村政に反映させたりするための活動を続けています。

1.議会の仕組み一議会ってどんなところ? ④

定例会や委員会等/どんな役割があるの? その2

●常任委員会の役割

議会が村の事務に関する所管事務の調査及び議案、請願等の審査を行わせるため、条例で定め、常設する委員会です。

議員は必ず1つの常任委員会に属し、任期は条例で2年となっています。

常任委員会の権限は、その所管に属する事務の調査及び議案、請願の審査とされています。

総務常任委員会	村の行財政、広報公聴、企画、税務、戸籍、防災、地域活動その他各常任委員会に属しない事項についての一般行政に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。
経済建設常任委員会	農業、商工業、環境衛生、道路、都市計画、公園、上下水道、建築、区画 整理等についての調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。
厚生文教常任委員会	学校教育、社会教育、文化振興、健康づくり、スポーツ振興、介護保険、国 民健康保険、社会福祉等に関する事項についての調査及び議案、請願、 陳情等の審査を掌る。

2.常任委員会報告 一何がどうやって決まるの? ①総務常任委員会委員長/石川 修 副委員長/山本 一惠委 員/沼﨑 光芳 坂本 一夫

協議された議案

議案第3号	美浦村税条例の一部を改正する条例
議案第5号	平成26年度美浦村一般会計補正予算(第5号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

2.常任委員会報告一何がどうやって決まるの? ②

経済建設常任委員会

委員長/羽成 邦夫 副委員長/小泉 輝忠 委 員/林 昌子 飯田 洋司

▶協議された議案

議案第1号	村道路線の廃止について
議案第2号	村道路線の認定について
議案第5号	平成26年度美浦村一般会計補正予算(第5号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第7号	平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第8号	平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第10号	平成26年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

2.常任委員会報告一何がどうやって決まるの? ③

厚生文教常任委員会

委員長/椎名 利夫 副委員長/山崎 幸子 委 員/下村 宏 岡沢 清 塚本 光司

▶協議された議案

議案第4号	美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第5号	平成26年度美浦村一般会計補正予算(第5号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第6号	平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第9号	平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)

議会改革に向けて

学び、議論し、提案する議会へ

わたしたちは歩みます。

美浦村議会

「議会基本条例」ってなに?

「議会基本条例」は、議会の役割と責務を明らかにした、「村民に対する 議会の約束」として、美浦村議会の憲法とも位置付けられる条例です。 そして、村民のみなさまに対して、「わかりやすく・開かれた」「村民ととも に」の議会づくりのために、議会のあり方を明文化したものです。

なぜ「議会基本条例」が必要か?

標準会議規則 (地方自治法)→会議の一般的な諸原則 (議会の運営は申し合わせ事項)

地方分権推進→首長の権限拡大・議会の監視機能強化が必要 (独自の施策) (単なる監視でなく提案型へ)

議会基本条例→議会及び議員の行動規範を定めたもの

これまでの経過

平成23年12月 ・議会地方自治研究会で議会基本条例を制定することの合意形成

平成24年7月 ・北海道栗山町視察(全国で初の議会基本条例制定)

平成25年2月 ・初めての一般会議開催

平成25年9月 ・一般質問の一問一答方式導入

平成26年3月 ・地方自治研究会に議会基本条例検討委員会を設置(委員6名)

以後、12回の委員会開催(骨子→素案→原案作成作業)

→自治研究会に報告→自治研究会で全員による討議

平成26年12月 -議会基本条例原案確定

平成27年2月 ・議会報告会(条例の説明)





今後の取り組み

平成27年4月 ・議会ホームページで原案公表・意見募集

平成27年6月 ・平成27年第2回定例会に上程

平成27年7月 - 条例施行

美浦村議会基本条例(素案)

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会・議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 村民と議会との関係(第4条・第5条)

第4章 議会と村長との関係(第6条―第9条)

第5章 議会機能の充実・強化(第10条―第14条)

第6章 議員の身分・待遇(第15条―第17条)

第7章 最高規範性及び見直し手続き(第18条一第20条)

附則

前文

日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、美浦村議会(以下「議会」という。)は合議制の議事機関として、村長は執行機関として、それぞれが異なる権限を行使して、住民の意志を村政に反映させるという役割及び責任を担っている。

そのため議会は、公平性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な住民参加の推進、議員間の自由討議の展開、村長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議員活動を支える体制の整備等について定めることにより、住民に開かれた議会、住民参加を推進する議会、住民に身近な信頼される議会を目指して行かなければならない。

よって議会は、議会及び議員の責務と議会運営の基本的事項を明らかにし、住民福祉の向上のために全力を挙げて住民の負託に応えることを誓い、ここに議会基本条例を制定する。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美浦村の持続的で豊かな発展の実現を目指すという議会の責務に立ち、住民自治を基本に、議会の活性化と機能強化を図るための議会運営の基本事項を定めることを目的とするものである。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、村民主権を基礎とする村民の代表機関としての自覚 を持って議会活動に専念するものとする。
 - 2 議会は、常に公平性・透明性・信頼性を確保し、村民に開かれた議会を目指すこと。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。
 - 2 議員は、議会の構成員として、一部団体や地域の代表にとど まらず、村民全体の福祉の向上及び村政の発展を目指して活動 しなければならない。
 - 3 議員は、村政全般について、課題及び村民の意見を的確に 把握するとともに、自らの資質向上を図るために、不断の研さ んに努める。

第3章 村民と議会との関係

(村民参加と村民との連携)

- 第4条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、村 民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
 - 2 議会は、本会議の他、常任委員会、特別委員会を原則公開と する。
 - 3 議会は、常任委員会、特別委員会の運営に当たり、参考人制 度及び公聴会制度を十分に活用し、村民の専門的又は政策的知 見等を議会の討議に反映させることができる。
 - 4 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案 者の意見聴取を行う機会を設けることができる。
 - 5 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表

する等、議員の活動に対して村民の評価が的確になされるよう 情報の提供に努めるものとする。

(議会報告会)

- 第5条 議会は、全議員出席のもとに村民に対する議会報告会を少なくとも年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、 村民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。
 - 2 議会は、村政全般にわたって議員及び村民が自由に情報及び 意見を交換する一般会議を設置するものとする。



第4章 議会と村長との関係

(議会及び議員の村長等との関係)

- 第6条 本会議における議員と村長及び執行機関の職員(以下「村長等」)の一般質問は、広く村政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式を行うことができる。
 - 2 本会議において村長等は、議員の質問に対して議長の許可を 得て質問の趣旨を問うことができる。

(村長による政策の形成過程の説明)

第7条 村長は、議会に計画、政策、施策及び事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、より一層、深まりのある議論ができるように、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努める。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、 争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第8条 村長は、予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付す に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は 事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(議会の議決事件) ※現在、この条項については執行部と協議中。 第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第96条第2項の議会の議決事件については、代表機関である 議会が、村政における重要な計画の決定に参画する観点から、 次のとおり定めるものとする。

- (1)美浦村総合計画
- (2)美浦村都市計画マスタープラン

- (3)美浦村高齢者福祉計画 介護保険事業計画
- (4)美浦村子ども・子育て支援事業計画
- (5)美浦村障害者計画・障害者福祉計画
- (6)美浦村地域福祉計画 · 地域福祉活動計画
- (7)美浦村教育振興基本計画
- (8)美浦村男女共同参画計画

第5章 議会機能の充実・強化

(自由討議による合意形成)

- 第10条 議会は言論の場であることを認識し、議員相互間の活発な 討議を中心に運営することとする。
 - 2 議案審議、結論に至る過程での議員討議を尽くしての合 意形成に努めることとする。

(調査機関の設置)

- 第11条 議会は、村政の課題に関する調査の為に必要があると認めるときは、議決により、調査機関を設置することができる。
 - 2 議会は、前項の調査機関に学識経験者、専門家を構成員として置くことができる。

(議会事務局の体制)

- 第12条 議会は、議案の審議、政策等の立案に当たって、議会事務 局の調査・法務機能を積極的に活用するものとする。
 - 2 議長は、法第138条第5項の規定に基づく任免権を行使 する場合において、議会事務局の職員人事に関し、あらかじ め村長と協議するものとする。
 - 3 議長は、前項議会事務局職員の人事に関し、議会改革、 議会機能の充実・強化の観点から、適正な期間の職員の確 保に努めることとする。
 - 4 議会事務局職員は、議員のパートナーとして、議員を補 佐するのみにとどまらず、執行部とのパイプ役に努め、と もに村民生活の安心・安全の向上という議会の使命を果た

すべきことを自任し、職務に当たるものとする。

(条例の理念の浸透)

- 第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員 研修の充実強化を以て、条例の理念の浸透を図るものとする。 (危機管理の体制)
- 第14条 議会は、災害等の不測の事態から村民等の生命・身体及び 財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的 かつ機能的な活動が図れるよう、村長等と協力し、議会の危 機管理体制を整える。

第6章 議員の身分・待遇

(議員定数)

- 第15条 議員定数は、別に条例で定める。
 - 2 議員定数の改正に当たっては、村政の現状と課題、将来の 予測と展望を十分に考慮し、議員活動の評価等に関して村民 の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に 活用することができる。
 - 3 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による村民の直接請求があった場合を除き、改正の理由を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

- 第16条 議員報酬は、別に条例で定める。
 - 2 議員報酬の改正に当たっては、村政の現状と課題、将来の 予測と展望を十分に考慮し、議員活動の評価等に関して村民 の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に 活用することができる。
 - 3 議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による村民の直接請求があった場合を除き、改正の理由を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、村民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚 し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによ って、村民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第7章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

- 第18条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等(以下「条例等」という。)を制定してはならない。
 - 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及びその他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第19条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続き)

- 第20条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会地方 自治研究会において検討するものとする。
 - 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

この条例は平成27年 月 日から施行する。

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意 見		問題等	回答	回答担当
1	木	地域での困りごと	U字溝の清掃に ついて	が、U字溝の清掃となるとほとんどの人があきらめてしまう 状態です。ここ7、8年清掃したことがなく、半分以上、土砂の推積が見られる状態です。	村では毎年7月第1日曜日に各地区の区長さんに依頼し、地区内の道路及び通学路の草刈り、排水路の清掃作業を行っていただいております。地域住民では、対処できない案件については、都市建設課に相談して下さい。	経済建設常任委員会
2	木	地域での困りごと	共同墓地への水 道引込みについ て	墓参りに行く際に、水が必要なのでみなさん、ペットボトル、バケツ等を持ってくるのですがやはり高齢者が多い	共同墓地に水道を引き込む際に係る費用についてご回答いたします。地区で管理する共同墓地のため加入分担金、手数料(設計審査、材料審査等)については免除になります。本管から敷地内に水道管を引込み水道が出るようにするまでの工事費用として、450,000円(概算)で、全額申請者負担になります。また、村の補助等はございません。水道使用量は、墓地であれば一般的に基本料金内と思われますので、1,836円/月かと思われます。工事費用は、村内の業者によって金額が違いますので概算となります。	経済建設常任委員会
3	八井田		空き家・空き地 対策	八井田地区においては、空き家空き地7件あり、親族後継者がいないため、防犯防火生活環境の悪化等があり非常に困っている状況で早期に空き家条例が制定されて、改善してほしい。	本村全体でも空き家が増加しています。昨年11月の国会で「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が成立しました。 法に定められた国の基本指針やガイドラインが今後制定されてきますので、それをふまえて条例制定(6月定例村議会予定)し、対応してまいります。	経済建設常任委員会

地区邻	地域での困りごと 対に対してのご意見 議会に対してのご意 見		問題等	回 答	回答担当
4 八井日	地域での困りごと	通学路の環境整備	通学路(見晴台地区)が歩道・水路・空き家・耕作放棄地等があり安心安全が確保しにくい状況で改善してほしい。	子ども達の通学なは、村民の方々は交通事故が起きないます。 導としては、村民の方々は交通事故に対して、中学校の児童生徒に対して、小の指導を日常では、中学校の児童生徒に対して、小の指導を日常では、中学校の児童生徒に対して、中学校の児童生徒に対して、中学校の児童生徒に対して、中学校の児童を日常をできるところでは、中学ででの見いでの見いでの見いでの見いでの見いでの見いでの見いでのもりが、大きには、中のであります。 地区の老人会のおり、下校時の見が、地区の老人会のおり、下校時の見が、地区のおり、下校時の見が、地区のおり、下校時であります。 地域の取り組みとして、中のであり、下校時の見が、地区のおり、下校時の見が、地区のおり、下校時であり、一次のであり、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには	厚生文教常任委員会

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意 見		問題等	回答	回答担当
5	八井田	村に対してのご意見	耕作放棄地対策	農業後継者がだんだん少なくなる状況があり、耕作放棄地が増える一方です。行政指導を継続して実施して人と自然が輝くMIHOの実現に努力してほしい。		

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意 見		問題等	回 答	回答担当
6	八井田	議会に対して のご意見	施策について	少子化、人口減少、過疎化対策、交通網の整備について 今後とも積極的に取り組んでほしい。	日本の人口が、2050年には、9,500万人台になるとの統計が出ており、人口減は地方に深刻な状況となっています。安倍内閣が進める「まち・人・しごと再生」に基づき、「地方人口ビジョン」と5ヶ年の「美浦村版総合戦略」を策定し、人口増加に向けて努力をしていきます。 交通網の整備については、村外の運行等、法の壁に阻まれていることから、現在のデマンド交通等の活用充実に向けて進めて行きます。	
7	八井田	議会に対して のご意見	合併検討	美浦村だけでは行政運営が難しい現状だと思います。広 域行政に持っていく(合併)ことも検討してほしいです。	平成17年に行なわれた住民投票の結果を支持しつつ、広域組合で行なっている消防・衛生組合等や、県内外の自治体の動向を注視し、合併が村民にとって有利と判断する状況になった場合は速やかに検討に入りたいと考えています。	議長
8	美駒3区	村に対しての ご意見		公共無線LANありがたいです。役場の方も大変親切な対応をしてくださってありがとうございます。太陽光発電のその後など状況通知頂けるのを楽しみにしています。	太陽光発電事業につきまして、本年3月の工期で工事が行われています。発電に関する施設につきましては、ほぼ完成しており今後は、付随するトイレ等の工事を行い、3月にはすべての工事が完了する見込みです。売電につきましては、現在、東京電力で送電線の工事を行っておりますので、その工事が完了した後に、つなぎ込みとなります。	総務常任委員会

	ᆹᇎᄸ	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意 見		問題等	回答	回答担当
9	花見塚	地域での困りごと	野良猫対策	野良猫の増加による家庭菜園荒らしやフン、尿、鳴き声に よる騒音など大いに困っている。住民の中に野良猫にエサ	猫は愛護動物のため、野良猫であっても捕獲する根拠がないため、行政で捕獲する事は出来ません。野良猫でもどなたかが餌を与えてしまうと、その地域に住み着いてしまいますので、皆さんで餌やりをしないよう声かけをお願いいたします。	経済建設常任委員会
110	余郷	地域での困りごと	地区の活動	総会などへの参加率が低い。高齢化もあるが消極的な人が多い。 消防団に入らない人、子どもを入れない親が多い。上記2点に対する援助を考えてもらいたい。	最初に消防団に関するご意見ですが、近年は仕事を持ち非常時に対する活動が困難ている。また、個人意識が強まってがイメージされ、面倒事には出たくない若りないできているし、子に対する親のにあるといるできているし、子に対する親のにあるといるでは、18歳以上の者、対の条例では、18歳以上の者、ただ、応じます。消防活動によがら現実、にないます。しかしながら現実、にないます。としています。これに対しながら現まで、高ことは、若者に関られているようです。ただ、応ことには、若者に関られているようです。ただに応じて、高とは、各地区で結成される「自主防災人間できるものと思います。この組織には、村からでは、No.15で回答させていただきます。総会の参ます。に、No.15で回答させていただきます。	秘伤吊仕安貝云

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意 見		問題等	回 答	回答担当
1	1 一般公募	地域での困りごと	空き家対策	た。見通しが悪く、交通の妨げとなっています。蚊や害虫が夏に発生し近所では、駆除に迷惑をしています。スズメ		経済建設常任委員会

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意 見		問題等	回	答	回答担当
1	2 一般公募	村に対しての ご意見	理職の意識改善	は、服装は、やはりイクタイ 雇用すべきでしょうし、本人も 気持ちを引き締めることで言葉使いも丁寧になるでしょう。 どうも男性の服装態度がいまいちでだらしなく感じていま す。もっと髪をとかしハンサムで美男美女でいきましょう。 よれよれの服はよくありません。 各区長、班長は、村とのパイプ役でありもっとも大切な ネットワークです。村長、総務部長、担当課長等は、各区 長が実施するそれぞれの公民館での集会に積極的に参	貴重なご意見ありがとう 自分では普通に感じるこ きによって、様々な。見、 を改めていましての を選についてを作成して を選につかしながら、 でとりや しかしながら、 であるようになめ であるようになめ であるようになめ であるようにない であるようにない であるように であると であると であると であると であると である。 であると である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	ことも、目線を変える方、感じ方があること成24年度に職員5年度に職員6年でのこもったでいるようでいるとこのは知り組んでいるとこのであることも事実直し、一度接遇を見直し、	総務常任委員会

	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意 見	問題等		回 答	回答担当
13	議会に対して のご意見		会議員もじろがりとしたナータに塞って、先言している自むいましたがどうでもいいような、これが村民から選ばれ村 民の意見を集約した代表質問なのか疑われるようなものも ありました。もっと緊張感をもっていただきたいです。貧弱	図りました。今後、住民に開かれた議会を目指して行く上で、インターネット配信等についても、検討していきたいと思います。今回、初めて議会報告会を開催することができまり	議長
14	地域での困りごと	側溝の泥について	U字溝清掃時、泥の捨て場がなく困っております。引取り 等ご検討をお願いします。	地区内での処分をお願いしておりますが、捨て場が無い時は、村で引き取りに行きます。 なお、引取りしやすい様に出来るだけまとめ ていただくようお願いします。	経済建設常任委員会 (建設)

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意 見		問題等		答	回答担当
1	5 見晴台	地域での困りごと	自治会について	自治会を脱退する方がいます。村内在住の人は全員自治会加入というシステムはとれないのですか?ゴミ等もほかの捨て場に捨てるから、自治会は抜けるよという人もいる。ほかの自治会に対して迷惑をかけるので、それだけはしないようにお願いします。	ようです。これから、どのみ、一人暮らしのお年者	に自由です。 をに自由です。 でも懸ますい、 でも懸ますい、 が展りませい。 が展りませい。 が展りませい。 でも見い。 が展りますい。 でも見い。 でも見い。 でも見い。 でも見い。 でも見い。 でも見い。 でも見い。 でも見い。 でも見い。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でいる。 でい。 でいる。 でい	総務常任委員会 (総務)

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意 見		問題等	回	答	回答担当
1	6 見晴台	村に対してのご意見	娯楽施設について	娯楽施設がありません。江戸崎のように誰でも少額で卓球 台とかバレーボールとか使えるような体育館が欲しいで す。また、高齢化が進んでいます。老人が楽しめる様な施 設を作って頂ければと役員の方は言ってます。	現建ツが前が高園スボタボま各がが、大規用でで関いた。と園では、一では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	ん。本村には、ス、、ス、、ス、、ス、、ス、、ス、、ス、、ス、、ス、、ス、、ス、、ス、、ス、	